

令和2年度がん検診などのご案内

がん検診を定期的に受け、早期発見・早期治療をしましょう。

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止および変更する場合があります。

個別がん検診・肝炎ウイルス検診

検診項目	対象	料金		検診の受け方	
		69歳以下	70歳以上		
胃がん※1	50歳以上の方 (2年に1度)	内視鏡検査※1	2,900円	1,500円	申込期間中に、希望の医療機関で直接予約をとり、検診票を受け取って受診ください ▼検診場所 海部医師会など指定医療機関および海南病院(子宮・乳がん) ▼検診期間 6月1日(月)～10月31日(土) ▼持ち物 がん検診等受診券、保険証、検診料 ▼申込期間 5月25日(月)～10月23日(金) 詳細は、「令和2年度弥富市がん検診・健康増進事業のご案内」をご覧ください。
		バリウム検査	2,800円	1,400円	
肺がん	40歳以上の方	X線のみ	1,100円	600円	
		X線+喀痰※2	1,700円	900円	
大腸がん			700円	400円	
子宮がん※4	20歳以上の女性 (2年に1度)	頸部のみ	1,100円	600円	
		頸部+体部※3	1,900円	1,000円	
乳がん	30歳以上の女性 (2年に1度)	超音波	1,300円	700円	
		マンモグラフィ※4	1,500円	800円	
前立腺がん	50歳以上の男性	1,000円	500円		
肝炎ウイルス	40歳以上の方※5	1,000円	500円		

※1 胃がん検診(内視鏡検査、バリウム検査とも)は、令和元年度に市の胃がん検診(内視鏡検査)を受けた方は受けられません。
 ※2 肺がん検診の喀痰検査は、50歳以上で喫煙指数(1日本数×喫煙年数)が600以上の方に限ります。
 ※3 子宮がん検診の体部検査は、最近6か月以内に症状(不正性器出血、月経異常、褐色帯下)があった方に限ります。
 ※4 子宮がん検診、乳がん検診のマンモグラフィは、令和元年度に市の同じ検診を受けた方は受けられません。
 ※5 肝炎ウイルス検診は、過去に肝機能異常を指摘された方または同検査を受けたことがない方が対象です。

集団検診 WEB予約を開始します

検診時期	指定日(9月～1月) 各日ごとに定員があります。
受診場所	保健センター (市役所3階および検診バス)
WEB予約日	7月2日(木)午前9時～ 31日(金)午後5時
電話予約受付	7月26日(日)午前8時30分より 市役所健康推進課にて予約受付。 (土・日曜日は7月26日(日)のみ、 平日午前8時30分～午後5時15分)



弥富市 集団検診

検索

WEB予約はこちらから。WEB予約ページは6月2日(火)午前9時からご利用いただけます。

総合がん検診 ※感染症予防対策のため、総合社会教育センターでの予約会は行いません。

検診時期	6月1日(月)～令和3年1月29日(金)
受診場所	海南病院健康管理センター (管理棟2階)
予約方法	今年度は、郵送による申し込み方式になります。先着順ではありません。 希望日、定員は抽選になる場合があります。詳細は、全戸配布のチラシ・市ホームページで確認してください。

重要

すべてのがん検診の予約・受診には、**がん検診等受診券**が必要です。



対象の方(20歳以上の女性市民、40歳以上の男性市民)には、4月中旬に郵送しましたので、**がん検診の予約・受診の際は毎回お忘れないうご準備ください。**
紛失された方、4月以降に転入された方は再発行しますので、市役所健康推進課までお問い合わせください。

日程などの詳細は、回覧などをご覧ください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期が変わります

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を納付書または口座振替で納めている方は、令和2年度から納付回数が増え、納期が変更になります。

令和元年度まで

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期
納期	5月	7月	9月	11月	1月	3月
	暫定賦課 (前年度の1/6)	7月 年間保険税(料)額決定 年間保険税(料)額から暫定賦課分を差し引いた額を5期に分けて納めます。				

◇国民健康保険税 5月と7月に納税通知書を送付

◇後期高齢者医療保険料 5月に暫定保険料額決定通知書、7月に保険料額決定通知書を送付

令和2年度から

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	7月 年間保険税(料)額決定 年間保険税(料)額を8期に分けて納めます。							

◇国民健康保険税 7月に納税通知書を送付します。

◇後期高齢者医療保険料 7月に保険料額決定通知書を送付します。

暫定賦課を廃止し、納期を6期から8期に変更

- 保険税(料)の通知が年1回になり、賦課の仕組みが分かりやすくなります。
- 年間を通じて各期の保険税(料)額が均一になります。
- 納付回数が6回から8回に増えるため、1回に納付していただく保険税(料)の負担が抑えられます。
- 納付回数が増えるため、納付書払いの方は口座振替による納付にご協力ください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金から天引き(特別徴収)されている方は納付回数の変更はありません。以下のとおり年金支給月に天引きされます。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年の所得が確定するまでは仮算定された保険税(料)を納めます。(2月の徴収額と同額×3回)			前年の所得が確定後、年間保険税(料)額から仮徴収分を差し引いた額を3期に分けて納めます。		

..... 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を特別徴収されている方は

◇国民健康保険税

世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であって、年額18万円以上の年金を受け取っている世帯主。

ただし、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の2分の1を超える場合は国民健康保険税の特別徴収の対象とはなりません。

◇後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療の被保険者で年額18万円以上の年金を受け取っている方。(申し出により口座振替を選択された方を除きます。)

ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は後期高齢者医療保険料の特別徴収の対象とはなりません。

問市役所保険年金課